

# 東京都環境保全資金融資あっせん要領

(制定) 令和2年3月11日付31環改車第568号

## 第1 趣旨

東京都環境保全資金融資あっせん要綱（令和2年3月11日付31環改車第568号。以下「要綱」という。）の規定により、環境保全資金融資あっせんに係る業務の取扱いについて、この要領に定めるものとする。

## 第2 申込書に添付する書類

要綱第14の2(1)に規定する環境保全資金融資あっせん申込書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 法人（個人）都民税又は法人（個人）事業税の納税証明書 . . . . . 2部
- 2 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票記載事項証明書） . . . . . 2部
- 3 購入予定車両及び架装等申込資金に係る見積書 . . . . . 1部・写し1部
- 4 購入予定車両及び架装等の諸元表 . . . . . 写し2部
- 5 信用保証依頼書 . . . . . 1部
- 6 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書 . . . . . 1部
- 7 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書 . . . . . 1部・写し1部（連帯保証人の印鑑証明書の写しは不要）
- 8 直近2期分の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書 . . . . . 写し1部
- 9 廃車する車両の自動車検査証 . . . . . 写し1部
- 10 廃車する車両が粒子状物質減少装置装着車の場合は、装置装着証明書 . . . . . 写し1部

## 第3 利子補給金等

### 1 返済状況等の照会

知事は、利子補給金等の交付決定（交付の変更承認を含む。）を受けた借受者の3月1日から翌年2月末日までの期間の支払利子及び同期間分として支払った信用保証料について、要綱により融資実行を得た資金にあつては、東京都環境保全資金返済状況等調査書（別記第1号様式（以下「返済状況等調査書」という。））により取扱金融機関に照会するものとする。

### 2 返済状況等調査書の審査

知事は、前項の規定により照会をするとともに、必要に応じて支払利子等証明書（別記第2号様式）を徴し、回答を受けた返済状況等調査書の内容を審査する。

## 第4 その他

交付決定後、法人の名称、代表者の氏名、住所及び振込口座を変更したとき、個人事業主が法人を設立したとき並びに融資に係る債権・債務を相続したときは、速やかに変更届（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

附則（令和2年3月11日付31環改車第568号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。